２ 学校生活の心得

沖盲の生徒として互いに個人の人格を尊重し合い，言葉遣いに注意すると共に，秩序ある楽しい学校生活が送れるよう，次の規定を設ける。

1. 登下校について

ア．登校は原則８時から８時４０分までの間とする。

イ．下校は１７時までに行うこと。それ以後の校内での活動は，当該担当職員か生徒指導職員の指導に基づいて行う。

② 廊下での通行及び履物について

ア．校内では右側通行を原則とし，お互いに譲りあい安全に気を付ける。

イ．履物は外履き，上履きを用意する。なお，体育館は専用の履物を用意する。特に，　　来客用のものを許可なく使用しないようにする。

③ 喫煙について＜高等部＞

ア．本校は敷地内全面禁煙とする。

イ．未成年者の喫煙に関しては，別に定める懲戒規定に沿って指導を行う。

④ 施設の使用について

ア．教室備品や器具などの取り扱いに気をつける。

イ．施設を使用するときは，事前に許可を得ること。

⑤ 試験期間中の諸活動について

課外活動は原則としてこれを禁止する。ただし，やむを得ない場合は前もって計画書を提出し，各学部で承認を得る。部活動に関しては別に定める。

⑥ 制服等について

＜中学部・高等部＞

・学齢者は下記の制服を着用すること。

・学齢者以外の生徒は品位ある服装で登校するように心がけること。

|  |  |
| --- | --- |
| 夏 服 | 冬 服 |
| 上→白の襟付きシャツ（ﾎﾟﾛｼｬﾂ・ﾜｲｼｬﾂ等）下→黒か紺のズボン又はスカート | 上→黒の学生服，またはブレザー（内からﾎﾟﾛｼｬﾂ・ﾜｲｼｬﾂ等の着用可）下→黒か紺のズボン又はスカート |

※ 制服はすべて市販のもので可。（中学部の学生服は中学校指定の専門店で購入可）

※ 黒および紺のスカート，ブレザーは沖盲指定のものはないため，各自で上下の色

　を合わせて購入すること。他校のネームや校章等のマークがあるものは不可。

※ 通常の登下校時は，制服を着用すること。

⑦ 身なりについて

＜中学部＞

○頭髪・・・以下のことは禁止する。

ア 奇抜な髪型にすること イ 変色すること ウ パーマ等をかけること

○容姿・・・以下のことは禁止する。

ア 化粧をすること イ 華美な髪飾り

ウ 装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）を着用すること

＜高等部＞

○染髪やピアス等のアクセサリーについては原則禁止する。

⑧ 指導について

ア．上記の①～⑦については，生徒指導部が年度始めに指導を行う。

イ．その他必要な事項は，その都度学部で協議する。

附則

令和７年２月２６日改正